

6 監査第 254-1 号
令和 6 年 9 月 4 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

愛媛県監査委員	高	田	健	司
同	松	下	行	吉
同	大	石		豪
同	高	石		淳

令和 5 年度愛媛県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度愛媛県内部統制評価報告書について、次のとおり意見書を提出します。

1 審 査 の 対 象

令和5年度愛媛県内部統制評価報告書

2 審 査 の 方 法

令和5年度愛媛県内部統制評価報告書（以下、評価報告書という。）の審査は、評価報告書について、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備が重大な不備に該当するかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審 査 の 実 施 内 容

評価報告書について、「愛媛県監査委員監査基準」に準拠し、定期監査等において得られた知見を活用するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」を参考として、審査を行った。

4 審 査 結 果 及 び 意 見

評価報告書について、上記により審査した結果、評価手続及び評価結果に係る記載は概ね相当と認められる。

なお、制度導入4年目となり、各所属においてリスク評価シートの職員への共有は図られてきたが、依然として公用車事故や庁内LAN端末の毀損が毎年多数発生していることや、一部不備の報告を行っていない所属があるなど、当該制度の浸透が不十分な面があると言わざるを得ない。

制度を適切に整備、運用し、今後、一層有効に機能させるため、職員への制度の更なる周知徹底や、発生した不備への適切な対応、適時、的確なモニタリング等に取り組み、不適切な事案の発生防止に努められたい。

5 備 考

審査意見は上記のとおりだが、令和5年度の報告書において、公文書の管理に関する事務の不適切な取扱いに関し、運用上の重大な不備を把握し、当該事務の一部に係る内部統制は有効に運用されていなかったと判断されているところである。

このような重大な不備は、県政に対する県民の信頼を大きく失墜させるものであり、職員全員が厳しく受け止めなければならない。本件の発生を受け、県では、公文書等の管理について、関係規程を遵守の上、公文書等の重要性に応じた保管や情報セキュリティ

対策の徹底など、万全の措置を講じることを周知徹底し、再発防止に努めることとしているが、これらの対策を有効に機能させるためには、職員一人ひとりのコンプライアンス意識や公務員倫理の更なる徹底を図るとともに、不正を行う余地をなくすことを組織全体の責務と捉え、風通しがよく緊張感のある職場環境づくりが重要である。

県においては、このような重大な不備の再発防止に、各所属で全ての職員が主体的に取り組むことでリスクを事前に回避することができるよう、内部統制制度の一層の充実強化に努められたい。

また、「県民文化会館大規模改修設計業務」で、委託業者への指示を文書で残していないなど、不適切な事務処理を行い、関係職員が令和5年度に処分を受けた事案については、本県に内部統制制度が導入される以前に発生した事案であるため評価対象とされていないが、県及び県民に対する経済的・社会的な不利益は大きいことから、内部統制に関する研修で取り上げるなど全庁的なリスクの共有を図られたい。